

点検結果

第7004号橋の点検結果を下記に整理する。

本橋は、前回点検から補修工事行っていないが、判定区分を1ランク落としている。これは、令和6年3月の道路橋定期点検要領の改訂に伴い、判定区分の評価方法を見直しているためである。

前回点検では「主桁の剥離・鉄筋露出」の存在により判定区分Ⅱとされていた。ただし鉄筋露出が発生している部材は地覆の一部であり、主要部材ではないことから、耐荷性能に影響を及ぼす損傷ではないと考えられる。

また、伸縮装置からの漏水が見られているが、支承はゴム支承であり湿潤状態による劣化は比較的緩やかであると想定され、現状も顕著な損傷は見られていない状況である。タイミングを見て伸縮装置の補修が望ましいものの、優先度は低いと考えている。

上記の部材毎の判定を踏まえ、「構造物の機能に支障が生じていない状態」と判断し、判定区分を「Ⅱ」→「Ⅰ」に変更した。

表 本橋の健全性の診断(判定区分)

橋梁名	前回判定区分(H31)	今回判定区分(R4)
第7004号橋	Ⅱ	Ⅰ

表 健全性の診断(判定区分)

区 分		状 態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。